登記原因証明情報

1. 当事者及び不動産

（1）当事者　　権利者（甲）

義務者（乙）

（2）不動産の表示

1. 登記の原因となる事実又は法律行為

（1）乙は、甲に対し平成 年 月 日、本件不動産を売りました。

（2）よって、本件不動産は同日、乙から甲に移転しました。

平成 年　　月　　日申請　　秋田地方法務局　　 支局

上記の登記原因のとおり相違ありません。

（買主）

　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　㊞

（売主）

　乙　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞